

# 野洲市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

## 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済環境が落ち込んでいる状況を、消費喚起をもって回復基調に戻し、地域の商工業の安定・発展に寄与するとともに、市民への生活支援及び市内の産業振興を目的に期間限定の「プレミアム付商品券」（以下商品券という。）を発行することに伴い、本商品券が利用できる取扱店舗を募集する。

## 2. 事業実施主体

野洲市商工会（野洲市より受託）

## 3. 商品券について

【発行額】発行総額（予定）3. 2億円（10枚綴り64,000組）。

野洲市内で利用可能な500円券10枚綴りの商品券5,000円分を4,000円で販売。

販売される商品券の上限額は1世帯あたり25,000円（販売額20,000円）。

※野洲市商工会等で販売

### 【購入できる対象者】

令和2年8月1日現在に住民基本台帳登録の世帯主

### 【販売等の期間】

商品券の販売期間：令和2年8月20日（木）～令和2年8月31日（月）まで

商品券の使用期間：令和2年9月1日（火）～令和3年1月31日（日）まで

### 【商品券の利用対象にならないもの】

- ① 国や地方公共団体への支払（税金、電気・ガス・水道料金など）
  - ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
  - ③ たばこ（たばこ事業法第2条第3号に定義する製造たばこ）
  - ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
  - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払
  - ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや反社会的団体との関係を有している等の公序良俗に反するもの
  - ⑧ 商品券を担保に供し、または質入すること
  - ⑨ 出資や債務の支払い
- ※釣銭は支払われない。

## 4. 取扱店について

野洲市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の①～④に該当する事業者を除いたもので、野洲市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。但し、本事業の目的である消費の喚起・消費の下支えに適当でない業種を除く。【不動産業、チケット販売、パチンコ店、風俗営業などの業種は参加できない】取扱登録は野洲市商工会が行い、「取扱店登録証明書」を交付する。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記3の【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。) または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

### 5. 取扱店登録申請の手続き

この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に記載の上、野洲市商工会に申し込む。  
(FAXでの申込・ホームページからの申込可。)

締め切りは、令和2年7月22日(水)とする。取扱店には商品券の使用開始日までに「取扱店登録証明書」「ポスター」等を配付する。申請書の提出先は 野洲市商工会(野洲市西河原2400番地 電話 077-589-4880) ※個別の店舗ごとに申し込むこと。また、野洲市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成すること。

### 6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者がわかりやすい場所に掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに野洲市商工会まで報告すること。
- (3) 商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、すでに取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わない。利用期間中の商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

### 7. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金のお断りや取扱店を取り消す場合がある。また、違反行為によって損害が発生した場合は、その損害金を請求する場合がある。

### 8. 商品券の提出期限及び換金日、換金手数料について

	9月		10月		11月		12月		1月		2月(最終)
提出 締切日	15日	30日	15日	11月 2日	16日	30日	15日	28日	15日	2月 1日	15日
換金日	28日	10月 9日	26日	11月 12日	26日	12月 9日	24日	1月 13日	26日	2月 10日	25日

提出締切日までに受領した商品券は、野洲市商工会事務所において「取扱店登録証明書」を提示し、「換金依頼書」に記入の上、換金を申し出る。その際商工会から商品券受領書を受け取る。野洲市商工会は、上記表の換金日に指定された取扱店の金融機関口座に振込にて換金する。換金手数料は無料とし、振込手数料は野洲市商工会が負担する。

※最終の提出期限である2月15日を過ぎた換金申請は一切受け付けませんのでご注意ください。

### 9. その他留意事項

- ① この「募集要項」に記載されていない事項は、野洲市商工会へ確認すること。
- ② 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「野洲市プレミアム付商品券取扱店舗一覧」として、野洲市商工会のホームページやチラシなどにより広報する予定。
- ③ 本申請情報は委託元である野洲市へ提供されますので、ご了承の上、申請ください。

〈問い合わせ先〉 野洲市商工会 野洲市西河原2400番地 電話077-589-4880